

令和8年度～令和10年度

あじさい苑管理運営並びに靈柩自動車運行業務  
しらぎく苑・つつじ苑管理運営並びに靈柩自動車運行業務

入札資格審査申請要項

令和7年12月

宍粟市 市民生活部 生活衛生課

## 宍粟市火葬場管理運営並びに靈柩自動車運行業務入札資格審査申請要項

令和8年度から令和10年度までの宍粟市火葬場（「あじさい苑」、「しらぎく苑・つつじ苑」）の管理運営並びに靈柩自動車運行業務について委託実施を計画しています。入札にあたり、受託業者の選考方法は、入札資格審査の申請者を公募したのち、審査により入札参加業者を決定し、その後それぞれの業務の入札実施による業者決定を予定しています。本入札に参加しようとする方は、本要項により事前に入札資格審査申請をしてください。

入札資格審査申請要項は、「あじさい苑」と「しらぎく苑・つつじ苑」共通としていますので、審査により入札参加決定された業者は、「あじさい苑」と「しらぎく苑・つつじ苑」どちらにも入札参加できます。

### 1. 業務の内容

火葬場の管理運営及び靈柩自動車運行業務の内容は次のとおりとする。

#### (1) 施設の日直当番業務に関すること

1年間のうち1月1日を除いた364日間もしくは365日間は、火葬業務の有無に関係なく1名以上の日直業務担当者（以下「日直者」という。）を必ず常駐させること。日直者が何らかの事由で施設から離れる場合は、必ず別の従業員を日直者として当てるものとし、施設が無人になることがないようにすること。

なお、「しらぎく苑・つつじ苑」の業務のうち、「つつじ苑」については日直常駐ではないため、火葬使用日以外での連絡体制は、「しらぎく苑」日直者が対応すること。

#### (2) 人体火葬における火葬施設使用許可書の確認及び受理に関すること

火葬前に必ず火葬施設使用許可書（葬家が持参される）を確認してから火葬業務を行うこと。

#### (3) 動物・汚物の火葬施設使用申請受付及び許可並びに個人の動物火葬に係る火葬場使用料収納等に関すること

動物火葬使用料関係書類の報告は、1か月分を翌月初旬に申請書等と併せて個人動物火葬使用料収納報告書を提出するものとする（個人がシルバー人材センターに処分依頼した場合を除く）。

#### (4) 火葬業務に関するこ（産じよく汚物及び動物等の焼却を含む。）

人体火葬を行う場合は、原則2名以上で対応すること（火葬炉には常に1名以上配置し、火葬場施設内には常に2名以上配置すること）。

人体火葬がない日に動物火葬を行う場合で、日直者による火葬を行う場合、施設内に1名でも可とするが、不測の事態に備えて、他の担当者に速やかに連絡が取れるようにしておくこと。

動物火葬の場合、状況によっては複数体同時に火葬することも可とする。ただし、個人動物火葬の場合は收骨業務が発生する場合があるため、その場合は動物個体の大小に問わらず1体ごとの火葬とすること。

收骨業務については、骨の名称・内容等を葬家に説明できるようにしておくこと。

#### (5) 施設、設備、物品の維持管理及び修繕並びに敷地及び施設内の清掃、植栽木管理に関するこ（日常、又は、定期的に実施すること）

蛍光灯等、日常的な管理で必要となる消耗品や小修繕に係る部品・原材料は市が購入のうえ支給するので、日常管理の中で交換等実施すること。

施設の中・大規模修繕については市が実施する。

(6) 霊柩車の管理・清掃及び運行業務に関すること

靈柩車の日常管理、消耗品、車検、修繕等維持管理関係については、全て委託業務として受託者が実施すること。

靈柩車の運行については、受託者が実施し、燃料についても受託者支払いとする。

(7) 火葬状況等各種報告に関すること

火葬業務報告書（施設（敷地含む）管理、火葬業務、靈柩車管理運行業務に関わる書類等報告書1式）をまとめて、原則当月分を翌月初旬に提出すること。

動物及び汚物の火葬の申請受付をした場合は、受付した時点で1件ごとに市役所担当課宛にFAXにより申請書を送信すること。

(8) その他、前各号に付随する事務及び施設管理者として必要な業務

## 2. 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しないものとする。

## 3. 入札資格審査申請の条件

宍粟市内に本社を有する法人であって、本業務に従事する従業員又は構成員（以下「従業員等」という。）を3名以上雇用しており、以下の条件を満たすものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びに同第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する法人でないこと。

イ 消費税及び地方消費税に未納がない法人であること。

ウ 宍粟市税及び宍粟市に納入義務があるものに未納がない法人であること。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない法人であること。

オ 暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない法人であること。

カ 危険物取扱者免状（甲種又は乙種第4類）を有する者が従業員等に1名以上いること。

キ 防火管理講習（甲種）の課程を修了した者が従業員等に1名以上いること。

ク 普通自動車第一種運転免許を有する者（免許取得後3年以上経ており、普通自動車の運転経験があること）が従業員等に1名以上いること。（靈柩車運転業務）

ケ 火葬業務（人体）に従事できる従業員等を2名以上有すること。うち1名は下記の条件のうちのどちらかを有すること。

・台車式火葬炉の運転経験が、過去10年以内に1年以上あること。

・特定非営利活動法人日本環境斎苑協会認定の火葬技術管理士2級、又は、1級の認定証を有すること。

コ 当該申請にあたり虚偽の事項を記載しないこと。

- サ 事業計画書の提出があり、その記載内容が本火葬業務を運営するにあたり適切なものであると判断できるものであること。  
事業計画書の内容については、検討のうえ入札参加資格の判断の一部とする。

#### 4. 入札資格審査申請要項等の配付等

##### (1) 要項の配布

- ① 配布期間 令和7年12月23日（火）～令和8年1月9日（金）  
(配布及び電子メールでの送信は土日祝日を除く)  
② 配付時間 午前9時～午後5時  
③ 配布場所 宮栗市市民生活部生活衛生課  
※宮栗市ホームページからダウンロード及び電子メールでの配布も可能（電子メールでの配布を希望する場合は、下記メールアドレスへ空メールを送信後必ず電話連絡すること。）  
住 所 宮栗市山崎町中広瀬133番地6  
電 話 0790-63-3506  
F A X 0790-63-3063  
E-mail seikatsueisei-kk@city.shiso.lg.jp

##### (2) 入札資格審査申請書の受付

- ① 受付期間 令和8年1月6日（火）～令和8年1月16日（金）※土日祝日を除く  
② 提出場所 〒671-2593  
(提出先) 住 所 宮栗市山崎町中広瀬133番地6  
宛 先 宮栗市市民生活部生活衛生課  
※「入札参加資格申請書在中」の旨を封筒に記載すること。  
③ 提出部数 正本1部  
④ 提出方法 A4縦左2箇所ホチキス止め  
郵送又は持参（令和8年1月16日（金）午後5時必着）

##### (3) 入札及び資格審査に関する質疑回答

- ① 質問の期限 令和8年1月13日（火）13時  
② 提出先 宮栗市市民生活部生活衛生課  
F A X番号 0790-63-3063 電話番号 0790-63-3506  
※FAX送信した旨を提出場所まで必ず電話連絡すること。  
※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。  
③ 質問に対する回答 令和8年1月14日（水）13時以降  
※宮栗市ホームページに掲載

##### (4) 申請結果・入札案内通知予定

令和8年1月21日（水）

## 5. 入札資格審査申請の手続き

### (1) 提出書類

入札資格審査を申請するものは、「資格・収納等関係報告書」とともに下記の書類を提出すること。

No.	書類の名称等
1	資格審査申請書
2	事業計画書（指定様式。別紙による記載も可）※1
3	法人の登記事項証明書、定款又はこれに類する書類（コピー可）
4	従業員配置表（任意様式）
5	緊急時連絡表（任意様式）
6	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類または雇用形態がわかる書類（コピー可）
7	消費税及び地方消費税に未納がない証明書（コピー可）
8	宍粟市税及び宍粟市に納入義務がある料金等に未納がない証明書（コピー可）※2
9	下記に掲げる資格者の証書等（該当施設で業務に従事している者に限る。重複は可とする。）※3 ①危険物取扱者（甲種又は乙種第4類） ②防火管理講習（甲種）修了証 ③台車式火葬炉の運転経験が過去10年以内に1年以上あることの経歴証明書（指定様式）もしくは、NPO法人日本環境斎苑協会認定の火葬技術管理士2級又は1級の認定証※4 ④普通自動車第一種運転免許（運転経験3年以上）
10	その他市長が必要と認める書類

#### 注意事項

- ※1 記載漏れがないよう注意すること。事業計画書の内容を検討のうえ入札参加の判断の一部とするので、十分精査のうえ提出すること。
- ※2 市税等の完納証明書は令和7年10月31日までの納期到来分とし、料金等（水道料金、下水道料金、水道分担金、下水道分担金、水道手数料等別表に掲げるもの）の収納済証明は直近のものとする。市税等、料金等とも法人及び代表者分とする。
- ※3 経歴証明書は原本。それ以外の証書はコピー可。
- ※4 使用者の証明を可とするが、経歴内容については確認することがある。また、従事者の住所氏名の記載については、必ず経歴書に記載した本人が自署で行うこと。

### (2) 提出部数

正本1部

### (3) 提出上の留意事項

#### ① 重複申込の禁止

別会社でも代表者又は構成員が同じ場合は、重複の申請と判断して認めない。

#### ② 事業計画の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる事業計画内容の変更は原則とし

て認めない。

③ 費用負担

申請に必要な費用は、申請者が負担するものとする。

④ 提出書類の取り扱い

提出書類は、選定等に必要な範囲で複製できるものとする。

⑤ 代表者等の変更

書類提出後の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

## 6. 入札参加者の決定等

審査後、申請者に対し入札参加の可否を通知するとともに、入札参加者には入札案内を送付する。